

# みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち  
育てよう思いやりの心～

## 日高町内の小学校で「人権の花運動」を実施しています

女性の社会進出や国際化社会の進展に伴って、働く女性、外国人の居住者や労働者は年々増加しております。こうした社会的な変化とともに、女性や外国人に対する不当な差別、高齢者に対する虐待などが社会問題として取り上げられるようになりました。また、学校や職場での「いじめ」、障害のある人に対する虐待、インターネットを悪用した中傷など、現在の日本社会は取り組んでいかなければならない多くの人権課題を抱えています。

そのため、法務省では人権擁護委員を委嘱しております。人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。人権啓発活動の中には、小学生を対象とした「人権の花運動」があります。この運動の趣旨は、子どもたちが協力しあって花を育てることを通じて、いのちの大切さや相手への思いやりという人権思想をはぐくみ、情操を豊かなものにするを目的としています。

平成23年度は地域人権啓発活動活性化事業として、北海道から日高町に再委託されました。

日高町では、人権の花運動として5月23日から30日の間、日高町内の小学校5校において、花苗の贈呈式を行いました。贈呈式では札幌法務局日高支局長、町関係者等の立ち会いの中、日高町の人権擁護委員より「児童のみなさんが互いに協力して花を育て、いのちの大切さや思いやりの心をはぐくんで、いじめのない学校にしてほしい」との言葉とともに、花苗が送られました。児童たちは、「みんなで協力し合い、一生懸命育てます」と誓い、人権イメージキャラクター「人KENまもる君」や「人KENあゆみちゃん」の来校を喜んでいました。



# 未収金の回収を強化します

～税金・公営住宅・水道料金・町貸付金等～

まちでは、『税・料金等』の『負担の公平』を損なわないよう未収金の管理回収を進めるため、統一的な取扱いを定めた**債権管理マニュアル**を策定しました。

統一的な取扱いとしましては、「督促や納付・納税相談」にも応じず、依然として滞納をしている方については、保証人に対して督促状を出して納付をお願いしたり、給与・預貯金の差押えの実施など強制的な措置をとっていきます。

また、強く納付を求めるだけでなく、納税相談など随時に受付し、納付にお困りの方については、適切な措置をとっていきます。



## 納付・納税相談会を開催します

町税・国保税・介護保険料・公営住宅料・上下水道料等の納付・納税相談を下記により実施します。

〔日時・会場〕

- ◎平成23年7月12日（火） 午前9時00分 ～ 午後8時00分  
・日高総合支所 大会議室
- ◎平成23年7月13日（水） 午前9時00分 ～ 午後8時00分  
・門別公民館 講堂 ・厚賀出張所 2F会議室
- ◎平成23年7月14日（木） 午前9時00分 ～ 午後8時00分  
・門別公民館 講堂 ・富川公会堂 大集会室
- ◎平成23年7月15日（金） 午前9時00分 ～ 午後8時00分  
・富川公会堂 大集会室

※納期毎の納付が原則ですが、やむを得ず納期毎に納付できない方については、年度内での分割納付の相談をお受けいたしますのでご相談下さい。

## 借金問題・相続問題に関する無料相談

消費者金融（サラ金等）の借金などの金銭トラブル等でお困りの方、相続等についての悩みや、登記手続きなどの相談など、今回の納付・納税相談に併せて、司法書士に無料相談のご協力をお願いしましたので、税金等に滞納のない方もお気軽にご利用ください。

〔相談員〕 司法書士楠祥光事務所 司法書士 楠 祥光  
(事務所：富川南1丁目2番46号 電話01456-3-4010)

〔相談日〕 平成23年7月14日（木） 午前10時00分 ～ 午後8時00分

〔場 所〕 富川公会堂 2階 小会議室